

改 正 案

現 行

附 則  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)  
二 削除

附 則  
（施行期日）

第一条 (同上)

一 (略)  
二 削除

第八十条 削除  
（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に関する経過措置）

第八十条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行日のいずれか遅い日

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第八十条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号を次のように改める。  
二 削除

別表第二に次の一号を加える。

三十二 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第七十三条第一項第二号（損失補てんに係る利益の収受等）の罪

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に関する経過措置）

第八十一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した旧法第五十条ノ四の罪で犯した旧法第五十条ノ四の罪の犯罪行為（日本国外で行った行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものとみなす。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に係る利益の収受等）の罪

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に関する経過措置）

第八十一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した旧法第五十条ノ四の罪の犯罪行為（日本国外で行った行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものとみなす。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に係る利益の収受等）の罪